



令和元年度

青葉区被災者交流活動助成事業

募集要項

復興公営住宅や仮設住宅にお住いの皆さんのコミュニティづくりを応援します！

受付期間 令和 元年 5 月 13 日 (月) から
令和 2 年 1 月 31 日 (金) まで

申込方法 「青葉区被災者交流活動助成事業申込書(別紙)」に、
必要事項をご記入の上、青葉区まちづくり推進課に
ご提出下さい。
※役員名簿等添付書類が必要です。

応募要件

● 助成の対象になる事業

東日本大震災の被災者コミュニティ形成に向けた取り組みで、次のいずれかに該当する事業

- (1) コミュニティ形成・活性化に資するまつりやイベント等
- (2) 自主的な勉強会、講演会
- (3) 生きがいつくりへの支援
- (4) その他市長が適当と認めたもの

上記の活動に該当しても、次のものは助成対象になりません。

- (1) 仙台市やその他公的機関が実施する他の助成制度の補助を受けている事業または仙台市の関係団体が実施する助成制度の補助を受けている事業
- (2) 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的とした事業
- (3) その他市長が適当でないと認めたもの

● 助成の対象となる団体

応募できるのは、次のすべての要件を満たしている団体です。(個人では応募できません)

なお、1つの団体で、期間中最大3事業まで助成を受けることができます。

- (1) 区内の町内会、自治会その他良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っているものとして市長が認める団体であって、その区域に津波浸水区域、防災集団移転区域、復興公営住宅または応急仮設住宅（借上げ公営住宅等及び借上げ民間賃貸住宅をいう。）を含むこと
- (2) 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的としていないこと
- (3) 法人の場合は法人の市民税及び事業所税に係る申告を行い、本市の市税を滞納していないこと
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと

● 助成金額と助成対象外経費

1事業あたり**10万円**を限度とし、予算の範囲内で助成します。

※助成額は審査の結果、助成申請額から減額される場合があります。

事業を実施するために必要な経費であっても次の経費は対象になりません。

- (1) 事務所等の維持経費・・・事務所等の賃借料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費等
- (2) 視察又は研修会等への参加に要する経費・・・旅費、宿泊費、受講料、土産代等
- (3) 団体の構成員に対する人件費・謝礼・・・団体の構成員に対する賃金、講師等の謝礼
- (4) 団体の構成員による会合の飲食費
・・・団体の構成員による会議・打ち合わせ・イベント等の昼食代、弁当代、茶菓代等
(団体の構成員以外が入る会合の場合には必要最低限の範囲で対象になります。)
- (5) 備品の購入費・・・机、いす、電話機、パソコン等事務所用備品のほか、購入価格が2万円以上の物品
- (6) その他助成することが適当でないと判断される経費

選考方法と評価

● 応募受付窓口等

- ・受付期間：令和元年5月13日（月）～令和2年1月31日（金）（土・日・祝日を除く）
※事業実施（開始）予定日の前々月の月末までに書類を提出してください。
ただし、平成31年4月に事業を実施（開始）する場合及び前々月末までに書類の提出が難しい場合については、受付窓口の青葉区役所まちづくり推進課までご相談ください。
※助成のための予算を超える場合、受付期間中でも受付を終了することがあります。
- ・受付時間：午前8時30分～午後5時
- ・受付窓口：青葉区役所まちづくり推進課
- ・提出書類：①申込書 ②役員名簿 ③会則等団体の目的や活動内容がわかる資料

● 選考方法と基準

- ・青葉区役所に設置される「被災者交流活動助成事業選定委員会」において随時審査を行います。
- ・上記の「選定委員会」において、事業内容について説明を求められることがあります。
- ・選定にあたっては、以下の観点で評価を行い、選定の可否を決定します。
 - （1）趣旨・・・被災者の交流支援における効果が高いこと。
 - （2）団体の活動実績・・・自発的な活動で熱意が感じられること。
 - （3）実現性・・・実現性が高いこと。
 - （4）助成効果・・・被災者のコミュニティ形成における助成効果が高いこと。

● 助成対象事業に決定したら

以下の書類を提出していただきます。（各書類は青葉区まちづくり推進課でお渡しします。）

- ・（事業開始時） 助成金交付申請書
- ・（当初の事業計画に変更が生じる場合） 変更申請書
- ・（事業を中止または廃止する場合） 中止・廃止申請書
- ・（事業終了時） 実績報告書

● その他

- ・助成対象事業の内容を変更・廃止しようとするときは、事前に承認が必要です。
- ・助成事業が完了した日から60日以内もしくは令和2年3月31日のいずれか早い日までに実績報告をしていただきます。助成対象経費にかかる領収書は大切に保管してください。

相談・お問い合わせ

青葉区まちづくり推進課地域活動係

仙台市青葉区上杉1丁目5-1

TEL：225-7211（内線6137）